

食品産業物価高騰対応支援事業費補助金 募集要項

「食品産業物価高騰対応支援事業費補助金」にかかる事業を募集しますので、補助金の交付を希望される方は、次により必要書類を提出してください。

1 事業の目的

この補助金は、原材料等の物価高騰の影響を受ける中でも、成長を目指す食品製造事業者を支援するため、商品改良や販路拡大、及びそれに関連する製造機器・設備購入等に要する経費を助成することにより、事業者の収益構造の改善を図ることを目的とする。

2 募集期間

事前相談期間： 令和8年1月16日（金）から令和8年3月2日（月）17：00必着
申請期間： 令和8年2月25日（水）から令和8年3月24日（火）12：00必着

3 補助対象者

次に掲げる事項に全て該当する者を対象者とする。

- ・ 中小企業者（みなしだ企業を除く）のうち、県内で食品製造業または清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業、製氷業を営む者であること
- ・ 県内に主たる拠点を有し、かつ概ね1年以上の事業実績があること
- ・ 自社で食品を製造していること

4 補助内容等

（1）補助対象事業

次に掲げる事項に全て該当する事業とする。

- ・ 商品の改良や販路拡大等により商品の収益性向上や付加価値向上に繋がる事業であること。
- ・ 県の施策推進方針に沿い、補助金の導入過程及び成果等一定の情報を公開や事例紹介に応じること。
- ・ 国や県の同様の制度（補助金、委託費等）を併用しないこと。

（2）補助対象経費

食品産業物価高騰対応支援事業費補助金実施要領別表1のとおり

（3）補助率等

- ・ 補助率 2／3以内
- ・ 補助限度額 300万円（下限50万円）
- ・ 採択件数 20件（予定）

（4）事業実施期間

交付決定日から事業完了日又は令和9年2月1日のいずれか早い日まで

※ 令和9年2月1日までに、事業の実施と経費の支払を終え、実績報告書を提出する必要があります。

5 申請手続き

(1) 事前相談

申請を希望する場合、事前相談シートの提出による事前相談を必須とします。

※ 事前相談をされない場合は、申請を受け付けることができません。

① 提出書類

「食品産業物価高騰対応支援事業 事前相談シート」

② 提出期間

令和8年1月16日（金）から令和8年3月2日（月）17:00必着

③ 提出方法

郵送、手渡しによるほかメール又はFAXでも可（申請期限までに必着のこと）

※ 到達確認のため、郵送又はメール、FAXによる提出後は、電話にて御連絡ください。

(2) 申請

① 申請書類

次の書類を提出してください。（各1部）

- 採択申請書（事業等実施計画書、誓約書を含む）
- 直近3期分の財務諸表
(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書)
- 定款及び履歴事項全部証明書
- 会社案内等会社の概要がわかるもの
- 事業等実施計画書に記載の対象経費の積算根拠となる参考見積書

② 申請期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月24日（火）12:00必着

③ 提出方法

郵送又はメール、手渡し（申請期限までに必着のこと）

※ 到達確認のため、郵送又はメールでの提出後は、電話にて御連絡ください。

6 留意事項

- 交付決定日より前に購入や設置、契約、支払等を実施したものは、原則補助対象外です。

7 申請・問い合わせ先

秋田県 観光文化スポーツ部 食のあきた推進課 食品工業チーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 県庁第二庁舎6階

TEL 018-860-2224 FAX 018-860-3878 E-mail shokusan@pref.akita.lg.jp